

諮問番号：平成30年諮問第9号

答申番号：平成30年答申第11号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府自動車税管理事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第63条の4第1項の規定による商品中古自動車に係る自動車税の減免（以下「本件減免」という。）を非承認とする処分（以下「本件処分」という。）に関して、自動車税を納付したにもかかわらず、本件減免が非承認とされたことを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、平成29年4月17日付けで、条例第63条の4第2項の規定により、処分庁に対し、7台の自動車について本件減免の申請を行った。
- 2 処分庁は、平成29年5月1日付けで、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第145条第1項及び条例第62条第1項の規定により、審査請求人に対し、平成29年度分の自動車税（以下「本件自動車税」という。）の賦課決定処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 3 平成29年6月8日、審査請求人は、本件自動車税を納付した。
- 4 処分庁は、平成29年7月10日付けで、条例第63条の4第1項の規定により本件処分を行い、同日付けで審査請求人に通知した。
- 5 平成29年8月29日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成29年6月8日に本件自動車税を納付したことに加え、処分庁による本件自動車税の納期限（平成29年5月31日。以下「本件納期限」という。）の説明が不十分であったことや、本件減免に係る手数料を納付していることを考慮し、本件減免は承認されるべきであると主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人は本件納期限までに本件自動車税を納付するという要件を満たしていないため本件減免を適用することができないことは明らかであること、自動車税の納期は条例第66条第1項において5月1日から同月31日までと明確に規定され

ていること、また、審査請求人が主張する手数料は、一般財団法人日本自動車査定協会が発行する商品中古自動車であることの証明書の発行手数料（以下「発行手数料」という。）を指すものと思われるが、発行手数料の納付をもって自動車税を納期限までに納付しているという要件を満たすものではないことから、本件処分は適法であるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第145条第1項及び条例第62条第1項は、自動車税は、自動車の所有者に課するとしている。
- 2 法第148条及び条例第65条は、自動車税の賦課期日を4月1日としている。
- 3 法第149条の規定を受けて、条例第66条第1項は、自動車税の納期を5月1日から同月31日までとしている。
- 4 法第162条の規定を受けて、条例第63条の4第1項は、知事は、中古自動車販売業者が条例第65条に規定する賦課期日において商品として所有し、展示している自動車（同条に規定する賦課期日において商品として所有し、修理その他やむを得ない理由により展示できない自動車を含む。）で規則で定めるものに係る自動車税については、当該中古自動車販売業者が次に掲げる要件に該当する場合に限り、当該中古自動車販売業者の申請に基づき、当該自動車に係る条例第64条に定める額に12分の3を乗じて得た額を限度として自動車税を減免することができるとしている。
 - (1) 自動車税について滞納がないこと。
 - (2) 地方税に関する法令の規定に基づき罰金以上の刑に処せられ、又は通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受けた者にあつては、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。
 - (3) その他規則で定める事由に該当すること。
- 5 京都府府税規則（昭和30年京都府規則第31号。以下「規則」という。）第58条の3の6は、条例第63条の4第1項第3号の規則で定める事由として、同項の規定による減免を受けようとする年度に係る自動車税について条例第66条に規定する納期限までに納付していることを規定している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件減免を受けるためには、減免を受けようとする年度に係る自動車税について条例第66条に規定する納期限までに納付していることが必要である。

イ これを本件についてみると、審査請求人は、本件自動車税を本件納期限後の平成29年6月8日に納付したという事実が認められることから、本件自動車税の減免を受けることができないことは明らかであり、処分庁が行った本件処分に何ら誤りは認められない。

ウ なお、審査請求人は、本件納期限の説明が不十分であったことや本件減免の申請に当たり手数料を納付していることを考慮すべきと主張するが、本府における自動車税の納期限については、条例の規定に加え、京都府自動車税納税通知書で

明確にされており、また、発行手数料の納付については、本件減免の申請時に添付することが求められる一書類を発行するための手数料の納付にすぎない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 7月26日	審査庁が審査会に諮問
〃 8月6日	第1回調査審議（第2部会）
〃 8月10日	審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）
〃 9月11日	第2回調査審議（第2部会）
〃 9月12日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件自動車税を納付したにもかかわらず本件処分が行われたことが不服である旨の主張をしているが、本件減免を受けるためには、減免を受けようとする年度に係る自動車税について、条例第66条第1項に規定する納期限である平成29年5月31日までに納付していることが必要である。

2 この点、審査請求人は、本件納期限後である平成29年6月8日に本件自動車税を納付しており、本件処分を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

3 また、審査請求人は、本件納期限の記載及び説明が不十分であったことを考慮して本件減免を承認すべき旨の主張をしているが、京都府における自動車税の納期限については、条例に規定されているほか、京都府自動車税納税通知書に記載されている。

4 さらに、審査請求人は、本件減免に係る手数料の納付をしていることを考慮して本件減免を承認すべき旨の主張をしているが、当該納付が発行手数料の納付を指すとしても、発行手数料の納付については、本件減免の申請に必要な書類を発行するための手数料の納付にすぎず、発行手数料の納付をもって自動車税を納期限までに納付しているという要件を満たすものではない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員 (部会長)	白 浜	徹 朗
委員	姫 田	格
委員	小 谷	真 理